

特設人権相談所開設のお知らせ

12月4日から10日までの期間は「第69回人権週間」です。村では次のとおり「特設人権相談所」を開設します。

人権擁護委員が、みなさんの悩みや人権の相談に応じますので、お気軽にご利用ください。

- ・遺産相続、遺言、土地境界のトラブル
- ・土地建設の登記に関すること
- ・家庭内でのいざこざ
- ・職場でのセクハラ
- ・学校でのいじめ
- ・サラ金問題
- ・借地、借家に関する問題など（相談は無料で相談者の秘密は厳守します。）

○日 時 平成29年12月4日(月) 午前10時から午後3時まで

○場 所 津軽海峡文化館「アルサス」2階会議室

○人権擁護委員 佐々木寛昭 古佐井25番地3
丹藤 博文 原田川目96番地6
熊谷めぐみ 大佐井97番地

平成29年度人権啓発活動重点目標

「みんなで築こう 人権の世紀」

～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：竹内

指名願いの受付が始まります!!

村が、平成30・31年度に発注する建設工事、建設関連業務および物品などについて指名願い（競争入札参加資格審査申請書）の受付を次のとおり行いますので、一般競争入札、指名競争入札および随意契約に関して、村の指名を希望する業者は、指名願いを忘れずに提出してください。

1. 申請の区分

◇建設工事

- ・建設業法第2条第1項に規定する建設工事

◇建設関連業務

- ・測量業務、建築・土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務および補償関係コンサルタント業務

◇物品等

- ・物品の製造の請負および買入に係る契約
(印刷、事務用品、燃料、車両、機械器具、電気通信機器、薬品、理化学機器、その他)
- ・役務の提供を受ける契約
(システム開発、清掃、浄化槽の保守点検、広告・宣伝、引っ越し、その他)

2. 申請の時期

平成30年1月4日から平成30年2月28日まで（土・日・祝日を除く。）

午前8時15分から午後5時まで（郵送の場合、平成30年2月28日当日消印有効）

3. 資格の有効期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで（2年間）

4. 提出方法

フラットファイルなどにまとめ、郵送または持参してください。

5. 注意事項

資格の有効期間中に村が合併した場合、受付した申請書は無効になる恐れがあります。
途中での指名願いの受付は行いませんので、ご注意ください。

6. その他

詳細は、佐井村ホームページ（<http://www.vill.sai.lg.jp/>）をご覧ください。

【お問合せ】 総務課 管財係 担当：鹿島、山口、田中